

## 広島県土地造成事業管理規程第六号

広島県土地造成事業管理規程における読点の表記を改める規程をここに公布する。

令和五年四月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県土地造成事業管理規程における読点の表記を改める規程

この規程の施行の際現に公布されている広島県土地造成事業管理規程の読点として表記する「、」を「,」に、「,」を「,」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和五年五月一日に施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現にある改正前の様式による用紙(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。磁気的記録を含む。))については、当分の間、これを使用することができる。